



Technology Transfer

テクノファNEWS

OHSAS18001とは 後編

英国・労働安全衛生コンサルタント、クリス・ハンター氏講演

逐次通訳：(株)テクノファ 代表取締役 平林良人

去る5月22日、(株)テクノファは英国労働安全衛生コンサルタント、クリス・ハンター氏を招き、『OHSAS18001とは何か』についての講演会を開催した。テクノファNEWS第24号(前

号)では前段の講演と条項解説の一部(1. 適用範囲～4. OH&Sマネジメントシステム)を紹介した。本号は、条項解説の続き(4.1 以降)と質疑応答内容について報告する。

1.各条項の要約、要求事項の説明、実践上のポイント(続き)

| 項 番 | OHSAS18001 | 要約・要求事項の説明・ポイントなど |
|------|------------|---|
| 4. 1 | 一般要求事項 | これから述べることをきちんとやるよう、‘shall’で要求している。 |
| 4. 2 | OH&S方針 | <p>経営層による見直し ↓ 監査 → 方針 ←パフォーマンス測定結果から ↓ 計画 図2-OH&S方針</p> <p>ダイヤグラムがあり、一番最後の要求事項「マネジメントレビュー」からインプットした方針をもとに計画を出すことを要求。その他監査結果、パフォーマンス測定結果のフィードバックもインプットすること。 初めて取組む場合には、BS8800にあったイニシャルレビュー(初回調査事項)がインプット事項となる。 「トップ」がオーソライズした労働安全衛生方針を持っていなくてはならない。</p> |

■ 内 容 目 次

| | | |
|---|-------|-----|
| OHSAS18001とは 後編 | | 1-6 |
| 研修/養成コースのご案内 | | 7-8 |

| | | |
|---------|---------------------------------|---|
| 4. 2 | O H & S 方針 (続き) | <p>こうした講習でいつも議論になるのは、トップとは誰かということである。日本的には経営層の方がなじむかもしれない。トップは一人(14001ではグループでも可)である。小さな会社はオーナーがトップである。中規模ではボードに入る人が経営層、大規模会社では工場長、支店長などが当たる(BS8800 では上級経営層とされていた)。</p> <p>a)~g)で注文がついているが、すべて ‘shall’ で「そうなっていなければならない」のである。</p> <p>BS8800との比較では、8800にはイニシャルレビューの方針への盛込み、internal requirement が全ての利害関係者との関わりで入っていた。ここが変わっている。</p> <p>方針はリスクに適切であること、継続的改善、法を守ることの約束とか、文書化して伝達すること、利害関係者に伝わるようにすることなどが要求されている。external,internal を含めて利害関係者となっており、少し変わってきている。</p> <p>方針については定期的に見直すことが記述されている。一度作ったからといって常に最適であるとは限らない。時期に合わせた見直しが g)の項目にある所以である。適切であればそれでよい、むしろ適切であることを確認するのが主旨である。</p> |
| 4. 3 | 計画 | <p style="text-align: center;"> 方針 ↓ 監査 → 計画 ← パフォーマンス測定結果から ↓ 実施及び運用 図3-計画 </p> <p>4. 3にもダイヤグラムが示されている。方針、監査結果、パフォーマンス評価の結果がインプットされて計画を作る、そして実施及び運用につながっていくというプロセスになっている。8800の番号が変わっただけで要求は同じである。4. 3は細かく分かれている。</p> |
| 4. 3. 1 | ハザードの特定、リスクアセスメント及びリスクコントロールの計画 | <p>最初に手順の確立、維持を求めている。職場におけるハザード特定のための手順、リスクアセスメントがトレラブルであるかないか決める手順、コントロールする手段決定の手順だ。</p> <p>ルーティン(定常業務、日課)、ノンルーティン業務を含め、職場に出入りする全ての人(下請負、訪問者含む)、職場に導入している設備関係も全部入れて手順化されなければならない。設定する時には目的とつながらなくてはならないので、これが要求事項として述べられている。目的との情報は文書化して、ハザードの特定とリスクアセスメントについては次のようにということで、5つの項目がある。</p> <p>この中に proactive, reactive という言葉が出てくる。【訳者註：仮訳では事前活動的、事後活動的と訳した。】起こる前、起きた後について定めておくことを述べている。8800では大きく書いてなく、付属書に入っていたものを、18001は本体に入れたものだ。</p> <p>備考に、ハザードの特定、リスクアセスメント及びリスクコントロールについての詳しいガイダンスは OHSAS18002(99 夏頃発行か)を参照するよう記述している。18002と BS8800 の annex B と D がお互いリンクすることになる。</p> |
| 4. 3. 2 | 法的及びその他の要求事項 | <p>OH&S に関する法的要件を全て特定し参照できること。環境でいう環境法規に該当する。従業員に伝えると同時に適切、或いは適当な利害関係者にも伝達せよと言っている。</p> <p>「利害関係者は誰か」、問題になろう点である。</p> |
| 4. 3. 3 | 目的 | <p>目的の設定と維持。関係する組織ごと、或いは部署とか階層ごとに目的をつくれといっている。会社に目的がひとつではだめである。</p> <p>備考は要求事項ではないが、実際できるように定量化することがよいとされる。8800と18001の違いは「目的」という用語が定義のほうにあることだけである。目的は方針と整合すべきで、8800も14001でもいっている。</p> |
| 4. 3. 4 | O H & S マネジメントプログラム | <p>実行におとすためのプログラムの策定・維持の要求。実行するための責任権限、タイムスケール、実行の手段を決めておく。定期的見直しにより最適なものにすること。</p> <p>14001と酷似する条項である。</p> |

| | | |
|---------|---------------|--|
| 4. 4 | 実施及び運用 | 図 4－実施及び運用 |
| | | 14001 も同じタイトルである。プロセスは図の通り。 |
| 4. 4. 1 | 体制及び責任 | <p>8800 の ‘should’ が ‘shall’ に変わっている。OH&S の方針を実行するための責任権限を定め、しかも文書化して伝達をすることの要求。文書化の中身は活動をマネージし、実行し、検証したりするする人々の役割を盛込むこと。</p> <p>安全衛生の究極的な責任はトップマネジメントにあることの記述がある。トップはそのための資源を供給しなければならない。資源はいろいろ考えられるが、金や人、人も内部のみならず外部の有用な専門知識を持った人達も必要であれば手当てする必要がある。</p> <p>最後に責任権限を負う全ての人は継続的改善への責務を果たさなければならないという要求。8800 から移行した annex の部分が増えている。</p> <p>8800 を勉強した人は annex の移行した部分を理解できると思うが、8800 は引き残るので、うしろにある対比表で確認されたい。</p> |
| 4. 4. 2 | 訓練、自覚及び能力 | <p>このポイントは、その業務に従事する全ての人々は能力を持っていなければならないということで、「能力がある」ことが重要である。</p> <p>訓練の内容は重要なものについて手順、どのようにやるのかというところに落とし込みされて、各人がやるべき仕事について手順を守らなければどうなるか、改善すればどういう利点があるかを自覚させることを要求している。手順から逸脱したら結果がどうなるかを本人に分からせることである。</p> <p>14001 に酷似はしているが、14001 にないのが責任と読み書きの能力、リスクの程度に応じて訓練の手順を考慮しなければならない。一律ではなく、それによって訓練は変わらなければならない。</p> |
| 4. 4. 3 | 相談及びコミュニケーション | <p>8800 の annex からきているところ。コンサルテーションとはいわゆる労使協議、労働安全協議等のことを意味している。</p> <p>重要なポイントで、トップの意思が従業員へ、従業員の意思がトップへと双方のコミュニケーション、コンサルテーション(協議)ができるような手順が決められていなければならない。一方的ではだめである。</p> |
| 4. 4. 4 | 文書 | <p>8800 とまったく同一、14001 とはほぼ同じである。文書にしておくこと、文書は電子形式でもよい。何を文書化するかというと、このシステムの核となる要素と相互作用を要求している。文書の位置付けを(上下関係も)明確にしておくこと。</p> <p>今までにない記述が出ている。「文書化は最低限に」すること。それは有効でなくなる、効率的でなくなるという理由が備考に記述されている。</p> |
| 4. 4. 5 | 文書及びデータの管理 | <p>コントロール出来るようにしておくことの要求事項。殆ど 14001 と同じ。どこにあるか所在が分かること、定期的に中身をレビューすること、最新版の利用が可能なこと、古いものは廃止し所定場所から除くこと等が個別に定められている。</p> <p>8800 に annex が加わり強化されているところである。</p> |
| 4. 4. 6 | 運用管理 | <p>【14001 にならい「運用管理」と仮訳した／訳者。】</p> <p>重要なのは特定されたリスク、組織で何が危険源であるか、特定したリスクにどういう活動をすることが必要か、ここがポイントとなる。</p> <p>やらねばならない基準も含めて文書にした手順を備えること、特に設備、サービスも含めてリスクをどのように特定するのかという手順が非常に重要である。</p> |
| 4. 4. 7 | 緊急事態への準備及び対応 | <p>14001 と同じ標題。</p> <p>事象が起きたり、出来事があったり、安全衛生を脅かす事態が起きた時、どう処置すればよいか、またどういうことが起きそうかを決めておく手順を作つておき、その通り行なうことがここの要求事項である。</p> <p>例えば職場で火災が発生する可能性があるのか、また起きたらどう対処するのか、これが要求されている。</p> <p>最後にこうした状況を想定した上で避難するなど、テストをしてみることも要求している。</p> |

| | | |
|---------|----------------------|--|
| 4. 5 | 点検及び是正処置 | <p style="text-align: center;">実施及び運用 ↓</p> <p style="text-align: center;">監査 → 点検及び是正処置 ← パフォーマンス測定結果からのフィードバック ↓</p> <p style="text-align: center;">経営層による見直し 図 5-一点検及び是正処置</p> |
| 4. 5. 1 | パフォーマンス測定及び監視 | <p>インプット、アウトプットを図示している。8800 の annex c),e)に似ている。</p> <p>4.5は環境と同じ標題であるが、4.5.1は違っており、パフォーマンスそのものを事故、ニアミスなどを含めて測定、監視をせよと言うことである。</p> <p>事故数その他について測定の指標を決めておくこと。定性的・定量的指標或いは事前活動的指標或いは事後活動的指標、要求事項に合致するかどうかを監視するやり方、是正処置、予防処置の結果どうなったかの記録、監視する機器、例えば有機溶剤の測定機器であるとか鉛の測定とかがあれば、測定機器を校正する仕組みを確立することである。</p> |
| 4. 5. 2 | 事故、事件、不適合及び是正並びに予防処置 | <p>14001と標題が若干変わっている。次のことをやる責任と権限を決めておく。</p> <p>次のことは事故、事件、不適合を取り扱い中身を調査する責任権限、事故あればそれを緩和する責任権限、是正処置・予防処置をとる責任権限、取った処置が本当に有効であったかを決める責任権限、こうしたものを明確にしておくこと。</p> <p>定義によれば incident(事件)の中にはニアミスやヒヤリハットも含むので、起きて具体的な事故につながったことだけでなく、ニアミスなどについても処置をする責任権限を持つことを考えなければならない。</p> |
| 4. 5. 3 | 記録及び記録の管理 | <p>(BS8800では 4.4.3)</p> <p>とるべき記録、保管の期間、保存の場所、廃棄することなどの手順を決めておく。記録は読みやすく、識別が可能で、後から追跡することが出来る、という仕組みにしなければならない。</p> |
| 4. 5. 4 | 監査 | <p>定期的に実施する内部監査のプログラムを作る手順を確立しておくこと。OHSASが決めた要求事項を含めて内部で付加した要求事項にもきちんと合致しているかどうか、OHSASの決めたターゲットより高い場合はそれに対応しなければならない。実行された内容が効果的であるか、また、監査の中には過去の同様なケースが再発していないかレビューをし、かつトップに監査結果を報告しなければならない。</p> <p>監査はその職場に直接関係ない者が行う、独立性を要求する。</p> <p>'independent' は必ずしも外部の人に来てもらわなければならない、ということを意味してはいない。これが備考に書かれている。</p> <p>この規格の 'scope' (適用範囲)にあったように、自己宣言、自己決定で使う組織にも…と述べており、第三者審査を求めてはいない。それと関連して内部監査も、必ずしも外部の人に頼むことが独立ということになるわけではない。</p> <p>18002 が出てくれば、内部監査がどういう形で行われるのが望ましいかというくだりで多分、BS8800 の付属書 F に詳述されていることとの関連が出てくるものと思われる。</p> |
| 4. 6 | 経営層による見直し | <p style="text-align: center;">点検及び是正処置 ↓</p> <p style="text-align: center;">内的要因 → 経営層による見直し ← 外的要因 ↓</p> <p style="text-align: center;">方針 図 6-経営層による見直し</p> <p>内的要因とは監査の結果、従業員からの協議や相談、いろいろな情報など、外的要因は外部の人の忠告、行政からのアドバイスなどを全部入れて見直し、方針に戻る。</p> <p>経営者自らがやらなければならない。従ってフレーズが二つになっているが、自ら決めた間隔で、自分たちで決めた仕組みが十分効果的に行われているかどうかを見直し、審査をすること。レビューは審査に近い意味を持っている。(デザイ</p> |

| | | |
|------|---------------|--|
| 4. 6 | 経営層による見直し(続き) | <p>ンレビュ－：設計審査)</p> <p>もうひとつのフレーズは、マネジメントレビューに十分な情報が集まって手元に来ているかどうか、情報不足で状況をチェックしても意味がないのでここをきちんと確認しなければならないことが規定されている。審査結果、あるいは見直し結果は文書におとし記録にしておかなければならない。</p> <p>最後に方針が出てくるが、継続的改善に資する審査、見直し結果でなければならない。従ってマネジメントレビューは変化の状況や改善の方向に合ったもので、必要あれば方針まで遡って変えなければならない、これが要求されている。</p> <p>最後の付表は、OHSAS18001, BS8800, 9000, 14000 の対比である。番号の対比表が annex についている。先程も述べた通り番号がひとつひとつ違う。国家規格である BS8800 の付属書にあるものが大分用いられていることがこの対比表から分かると思う。この表は、BSI 規格にもついており、またテクノファからも提供されるのではないか。</p> <p>興味深いことに、最初に見たマネジメントシステムの構造であるが、BS8800、それぞれの条項を組み直しているということ。4.2～4.5 までは内部監査と実際のパフォーマンス、事故などの計測可能なものからのインプットで日頃のマネジメントを進めていき、最後の経営者が見直しをする時には外的要因、内的要因、これは利害関係者に代表されるが、そこからのインプットで次のポリシーにつながっていくという、興味深い構造にこの規格はなっている。</p> |
|------|---------------|--|

【以上で解説は終了】

2. 質 疑 応 答

Q1. 「4. 3. 1 ハザードの特定、リスクアセスメント及びリスクコントロールの計画」の要求事項が BS8800 に較べて大きく増えたのはなぜか。

ハンター氏： BS8800 は事業者向けに作られた英国の規格である。一方、18001 は国際的に普及させようとするもくろみがある。英国では法的にリスクコントロールせよとされ、当り前のこととしてたった2行ですむ。そして詳細は annexD に入っている。OHSAS となると事情の違う国々のことを考え、もう少し基本的なことを入れないと齟齬を来す。annex は要求事項ではないからあくまでガイドラインにしかならない。国際的にコンセンサスを得て審査登録用の基準・規格とする為には、「shall」で要求せざるを得ない。従って国内で当然のことでも最小限ここに持ちこまさるを得なかつた。結果、ここが少し膨らんだのである。

リスクコントロールという言葉をまず理解されたい。日常的管理とは全く異なるもので、annex D をみると分かるように、ハザードを特定しどういうリスク(潜在的なもの)をどう減らすかということである。4.4.6 でいう「日常の管理」、現在稼動しているいろんなものの運用をきちんとやって事故を起こさぬようにせよということ、潜在的なリスクを提言せよということとは本質的に違う(operational controll、risk control)。

「4. 3. 1」の目的は現実起きていないことで、たった2行の中の3つの単語に集約される。「ハザード」は今起こってはいないが将来どんな危険が



クリス・ハンター氏

講 師 紹 介

クリス・ハンター 事務所所長。

もと英国テルフォード開発公社に勤務。日系企業誘致・定着のプロジェクトを推進した知日家。

現在、工場立地、労働安全衛生、雇用問題等コンサルタントとして活躍中。

考えられるが「特定」せよ、「リスクコントロール」はいかに下げるか、又はなくすかを要求しており、これが数行に込められている。すべて起こる前の話である。「手順」とは仕事の手順ではなくて、リスクコントロールをする手順を要求する。誰が、何処で協議するか、いつまでにやるかという内容の手順を求める。リスクの評価まではするが、その先どう抑えていくかに話が進まない、といったことのないように手順を決めておくことを求めている。手順に従いこの後「目的、目標」として各部、各階層におろして、具体的な対応に向けてのマネジメントプログラムにつながっていく。そして決められたことを全員が実行しなければならない。この最後の結論を日常管理（オペレーションナルコントロール）に移行するのである。質問の主旨の重要なポイントである。計画時点でのこれまで踏み込むことの要求、その手順を予め決めておくことの要求である。

リスクコントロールの中には、この仕事にはこの資格が必要というような「作業許可証」のごとき人的な要求も入ってくる。能力のない人がとんでもないことを起こさないよう、資格や知識の要求も当然入ってくる。



質問に答えるクリス・ハンター氏

Q 2. ISO規格となる時期、第三者審査登録開始時期についての見通しは？

ハンター氏：まず最初のステップとして、国家規格British Standard化する動きがあるだろう。それが出来ればUKAS（英認定機関）が公式に動き出せる。そしてマークを着けた第三者審査が始まることになる。

規格化するためには、日本ではJISC、英国はHS-1という委員会で議論をすることになる。ILoなど関係機関が、3年来の議論の中で言い尽くされている感もあるが、その動きも相俟って質問の答につながっていくのではないか。

ISOと第三者審査は必ずしも一致しない。ISOが審査をコントロールすると勘違いしている人もいるが、ISOは単に国際規格を作るところ、第三者審査は組織が自分たちでやるもので、全く無関係といってよい。日本でいうならばJABが勝手に始めて一向不思議ではない。欧州では、認定がなくても審査登録が始まっている例もある。それでも構わない。ISOと第三者審査を結びつけて考える必要はない。

TMB（ISO技術評議会、意志決定最高機関）の最新の決定事項は「通常の国際規格化への手順にのせて進める。そのため、各国のOHSの現状報告を求める」。5か国以上の提案で取上げ、過半数の賛成で規格化が決まるのがル

ルである。今年1月以前は「中止」の状況だったが、1月末中止を解き、通常のプロセスで進めることが決まった。この状態が現在である。議論はあろうが、私はしばらく今の状況が続き、夏頃には「OHSAS18002」が出されると思う。

Q 3. 「OHSAS18001」は入手できるのか。

ハンター氏：今は印刷中、まだ入手できない。一冊25ポンドである。正式なものとしては、まもなく日本規格協会が対訳を発行するであろう。これを購入されるとよい。【註：対訳版発売中、価格10,000円(税別)】

Q 4. 「4.5.1パフォーマンス測定及び監視」について具体的に説明して欲しい。

ハンター氏：今までの規格にないものとして、ご質問の「パフォーマンス測定」が規格要求事項に出てきている。パフォーマンスレベルをどうこうするということではなく、定性的、定量的に測定するメジャー、事前・事後活動のメジャーを決める要求である。決めた結果を測定しておけばよい。

パフォーマンスの測定、具体的指標決定の要求は、今までになく踏んだものであると思うが、それ以上のものではない。4.5.1でいうパフォーマンスは日常のパフォーマンスの監視測定であるから、例えば死亡事故、ヒヤリハットとか防災活動とか重大、微小災害などといったものを決め、そしてそれをどう把握するかを決める。またリスクをズラッと上げ、残ったリスクをメジャーとすることも、結果と比較して「当たった」となるか、または「とんでもないことが…」となるか、パフォーマンスの適否の評価として使えるかもしれない。組織が考えて決めればよい。

BS8800のannexEにプラスアルファが入ってくると思う。何を指標にするかは、会社の大きさ、複雑さなどによって会社が決めることである。大方の会社は何をもってパフォーマンスを測定するか、恐らく決まっているであろう。

(完)